

令和4年度第2回仙台市自殺対策連絡協議会 議事録

1. 開催日時：令和5年3月22日（水）19:00～20:45

2. 開催場所：仙台市役所本庁舎2階第1委員会室

3. 出席者

[出席委員（五十音順・敬称略）]

井口 直子 （仙台弁護士会）
小野 彩香 （特定非営利活動法人 Switch）
鹿野 英生 （仙台市医師会）
小関 美江 （公益財団法人仙台市産業振興事業団）
小林 幹子 （仙台市立原町小学校）
佐藤 博 （いのち支える自殺対策推進センター）
佐藤 博俊 （仙台市立病院）
菅原 武 （宮城労働局）
菅原 由美 （東北大学大学院医学系研究科）
鈴木 琴似 （みやぎの萩ネットワーク）
田中 幸子 （藍の会、全国自死遺族連絡会）
永井 恵 （仙台いのちの電話）
野口 和人 （東北大学大学院教育学研究科）
原 敬造 （宮城県精神神経科診療所協会）
藤岡 奈美子 （日本産業カウンセラー協会東北支部）
藤澤 能子 （宮城県行政書士会）
森田 みさ （宮城県司法書士会）
渡部 裕一 （宮城県精神保健福祉士協会）

（欠席委員＝今井 誠二（尚絅学院大学）、山崎洋史（仙台白百合女子大学））

[事務局]

仙台市健康福祉局

4. 次第

（1）開会

（2）議事

- ① 令和2年の自殺者の特徴を踏まえた取組みについて
- ② 重点対象に対する本市の令和5年度の取組みについて
- ③ 重点対象に対する委員所属機関の令和5年度の取組みについて

(3) 報告

①第二期仙台市自殺対策計画について

(4) 閉会

5. 会議内容

(1) 開会	
事務局 (司会)	<p>それでは、定刻でございます。ただいまより令和4年度第2回仙台市自殺対策連絡協議会を開催させていただきます。本日の協議会、現時点で16名の委員の先生方にご出席をいただいております。委員数20名の過半数以上の出席をいただいておりますので、本協議会は成立となります。なお、今井誠司、山崎洋史については、今日のご欠席のご連絡ということをあらかじめいただいております。森田委員、佐藤博俊委員については若干遅れていらっしゃるということになっております。</p> <p>続きまして事務局の職員の紹介でございます。</p> <p>健康福祉局障害福祉部長西崎でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>健康福祉局障害者支援課長清水でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>健康福祉局精神保健福祉総合センター所長林でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>健康福祉局参事兼健康政策課長千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして資料の確認でございます。</p> <p>先生方に事前にお送りをさせていただきました資料のうち、資料4、参考資料を除きましては大変申しわけございません。当日の差し替えになってございます。皆さんの机の上に置かせていただいております。それぞれの資料の表紙に修正箇所を記載してございます。ご確認をお願いいたします。</p> <p>それから大変申し訳ございません。当日差し替えをした上でさらになんですが、資料3の修正箇所一覧のところ、下のところに箱囲みで、12ページ、14ページ、15ページというふうに書いてございます。この数字ですが、14ページのみやぎの萩ネットワークさんは14ページではなく15ページになります。それから、藍の会さんについて、全国自死遺族連絡会の15ページと書いてありますが、ここは16ページというふうになります。誤植でございます、大変申しわけございません。</p> <p>それから、本日新たに追加の資料といたしまして、委員の皆様から事前にご質問・ご意見をいただいたものへの回答をまとめたものといたしまして、追加資料の1から追加資料の3をお手元にお配りをさせていただいております。</p> <p>また、本日、事前の締め切りに間に合いませんでしたが、田中委員からのご質問につきましては別途、皆様のお手元にお配りをさせていただいております。</p> <p>それから、追加資料の4というものでございます。令和4年の自殺統計確定値についてというものになります。</p> <p>それともう一つ、令和4年度第2回仙台市自殺対策連絡協議会における追加質問表と</p>

いうものの二つが配られております。

追加資料の4につきましては、確定値です。3月14日に厚生労働省から、令和4年の自殺統計の確定値が公表されたことに基づきまして、本日新たに追加をさせていただいたものでございます。

いろいろ資料が細部に渡っておりますけれども、よろしいでしょうか。資料につきましては以上でございます。

続きまして傍聴の方へのお願いでございます。

傍聴に際しましては、受け付けにてお配りをいたしました会議の傍聴に対し守っていただきたい事項、こちらを守ってください。

それでは議事に入ります。以後の進行は原会長にお願いします。

原会長

皆さんこんばんは。

それでは議事を進めていきたいと思っております。

時間も限られておりますので、円滑な議事運営にご協力を願いたいと思っております。

それでは最初に、議事録署名人、井口委員にお願いしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

井口委員

はい。お受けいたします。

原会長

はい。ではよろしくお願ひいたします。

それでは議事を進めたいと思っております。

最初の議事について事務局の方からご説明お願ひいたします。

(2) 議事

①令和2年の自殺者の特徴を踏まえた取組みについて

②重点対象に対する本市の令和5年度の取組みについて

障害者支援課

障害者支援課の清水でございます。私からまず初めに令和2年の自殺者の特徴を踏まえた取組みについてご説明いたします。

資料の1及び事前に委員の皆様からいただいた質問やご意見への回答を取りまとめました追加資料1の2点に基づいてご説明をします。資料1、追加資料1をご参照ください。

では資料1に沿ってのご説明といたします。令和2年の自殺者の特徴は、令和元年と比較して、高齢男性と若年女性が増加したというところでもございました。この傾向に対しまして、令和4年度、及び令和5年度において、取組みを行っているものについてのご報告でございます。

取組みにつきましては、令和4年度中のもの、令和5年度のものに大きく分けて記載しております。本日は令和5年度の取組み予定について、主なものを抜粋してご説明をいたします。なお事前に佐藤博委員、菅原優美委員、鈴木琴似委員からご意見ご質問

をいただいております。こちらの回答につきまして、追加資料1としてまとめてございますのでご確認いただければと思います。

それでは資料1の6ページをご覧ください。

令和5年度の取り組み予定について、初めに高齢男性に対応できる取り組みについてご説明いたします。

No.1は工夫する取り組みで、相談窓口の周知啓発です。健康問題、家庭問題、経済生活問題などの悩みに対応できる相談事業、無料法律相談と心の健康相談会について開催情報をより多くの高齢者に周知するため、配布先を広げることを予定しております。

No.2は拡充する取り組みで、自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施です。区役所内でパネル、ポスター掲示、リーフレットの配布といった、例年実施している自殺予防週間の普及啓発活動に加えまして、若年者や高齢者を含む多くの方が利用するコンビニエンスストアにて、主に相談窓口に関する情報を掲載したリーフレットの配布を行うものです。令和5年3月、自殺予防週間では、試験的に区内2ヶ所のコンビニエンスストアにて配布、設置予定であり、令和5年度には状況を見て、配置場所の拡充を図る予定としております。

No.3は工夫する取り組みで、高齢男性に向けた自死に関する相談窓口の広報です。厚生労働省が定める9月の自殺予防週間に合わせ、暮らし支える総合相談事業等の、高齢者の暮らしや生活に関する困りごとに対応する窓口を紹介したチラシを作成し、市民センターや地域包括支援センターなどでの配布や掲示を行うものでございます。

7ページをご覧ください。次に若年女性に対応できる取り組みについてです。

方向性1の取り組みといたしまして、No.1、相談窓口の周知啓発、No.2の心の体温計による相談窓口の周知啓発がでございます。これらは主に配布先や配布対象者をより多く増やして実施するものでございます。No.3の若年女性向けの実施に関する相談窓口の広報で、様々な困りごとに対応する相談機関を紹介するホームページに誘導を図ることを目的に、ユーチューブ閲覧時のアニメーションを用いた自殺対策関連相談窓口を周知する広告配信について、令和4年度の1ヶ月間から、令和5年度は2ヶ月間に拡充して行います。

8ページをご覧ください。No.4自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動については、高齢男性に対応できる取り組みについて、ご説明した取り組みと同様のものがございます。

No.5、若年層を対象とした普及啓発事業については、同年代である高校生、大学生に対し、学校の授業講義時間において、メンタルヘルスに関する啓発活動を行っているものです。令和4年度は、これまでの市内大学に加えて、市内1高校においても実施していましたが、令和5年度は、市内2高校において、実施できるよう調整を図ることとしております。

9ページをご覧ください。方向性3の取り組みといたしまして、No.7を、困難を抱える女性への支援事業は、令和4年10月から実施したものを通年に拡充して行うものでございます。

No.8の若年者のひきこもり当事者や家族に対する支援事業について、当事者と家族の双

方を対象としたひきこもり講演会や家族向けの、家族向けの家族教室や家族グループ、当事者向けのフリースペースの各種取り組みを、これまで行って参りましたが、(3)にあるひきこもり家族グループについて、従来からの月1回の実施のほか、比較的若年層のひきこもりのご家族のみを対象としたグループを新たに年3回、実施するものでございます。

10ページをご覧ください。No.10のヤングケアラー支援体制強化は、拡充する取り組みで、本来、大人が担うと想定されている家事や、家族の世話などを日常的に行っている子供、いわゆるヤングケアラーの早期発見支援につなげるため、当事者の支援に当たるピアサポート体制の構築や、オンラインサロンの設置、運営を行うものです。令和5年度は、取り組みの内容の③について、個別のケースに対応し、必要な支援に繋ぐなど、アウトリーチも視野に入れた対応を新たに行うものでございます。

No.11の若者自立就労支援事業でございます。こちら新規の取り組みでございます。

主に、10代から10代後半から39歳までの就労等に不安を持つ若者を対象に、カウンセリングや各種講座、就労体験などを通じた支援を行うものでございます。

具体的には個別相談や面接、面談におけるメンタルヘルス、メンタルケアやキャリアカウンセリング、コミュニケーションやビジネススキルなどの講座、面接指導や就労体験の提供等により就労を行うものでございます。

方向性4の取り組みについて、No.12、子供若者支援地域協議会は、支援ネットワークを構築し、関係機関の連携の強化や、各分野を組み合わせた効果的な支援の提供を目的に、関係機関で構成する協議会を設置し、情報交換や課題の共有、連携した支援に向けた関係性の構築を行います。他分野の支援が必要な個別事例に対して、問題に応じた構成団体が連携して支援に取り組むも資料1の説明は以上でございます。ありがとうございます。

原会長 それでは次に資料2の説明をお願いいたします。

障害者支援課長 それでは、重点対象に対する本市の令和5年度の取り組みにつきまして、資料2、及び、事前にいただいております質問への回答を取りまとめました追加資料に基づいてご説明をいたします。

説明は、重点対象1、若年者は、障害者支援課、重点対象2の勤労者は健康政策課、重点対象3の自殺未遂者等ハイリスク者は、精神保健福祉総合センター、重点対象4、被災者は障害者支援課が、ご説明をいたします。

それでは、資料2及び追加資料2を用いてご説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。手順の①から⑤にあります重点対象ごとの取り組みに対する評価と今後の対策に向けた内容につきましては、第1回協議会においてご説明を致しました。今回の協議会では手順6に示した通り、評価やご意見を踏まえて、実施内容や方法等を工夫することとした令和5年度の取り組みについて、重点対象ごとに主なものをご説明いたします。期間や回数を拡充する取り組みについては拡充、新たに実施する取り組みについては新規の印を付してございます。

2ページをご覧ください。

重点対象の1、若年者についてご説明します。

対策が必要な悩みや困りごとは、健康問題のうつ病、不安障害や適応障害など、統合失調症や気分障害などに該当しないその他の精神、経済生活問題の就職失敗でございます。

3ページをご覧ください。健康問題の鬱病に関する悩みや困りごとに対する取り組みについてです。拡充する取り組みは、②と4ページの⑧です。

②の取り組みは、相談窓口、リーフレットによる周知啓発、心の健康チェックウェブサイトによる相談窓口の提供です。こちらはリーフレットやウェブサイトによる相談窓口について周知先の範囲を拡充して行うものです。

4ページをご覧ください。⑧の取り組みは、スクールソーシャルワーカーによる支援です。こちらは、スクールソーシャルワーカーについて、中学校を拠点校にした、巡回訪問を拡充するものでございます。

5ページをご覧ください。その他の精神疾患に関連する悩みや困りごとに対する取り組みについてです。

拡充する取り組みは、⑥、6ページの⑧。新規の取り組みは、6ページの⑨です。

⑥の取り組みについては先ほどご説明した内容と同じものとなっております。

⑧の取り組みは、ヤングケアラー支援体制強化で、ピアサポーターの育成や関係機関との連携による共同支援体制の強化を行うもので、令和5年度は新たにアウトリーチの手法を活用して、ヤングケアラー当事者への相談対応を行うものでございます。新規の取り組みの⑨は、子供若者支援地域協議会で子供若者が抱える問題が複雑化していることを踏まえ、様々な分野の関係機関や支援団体により構成する、地域協議会を設置し、情報や課題の共有、連携強化を図るものでございます。

7ページをご覧ください。若年者を一部含む就職氷河期世代を中心とした、非正規雇用の方や、無業の方に対する企業とのマッチングイベントや伴走型支援を行う、仙台市就職氷河期世代就職支援事業や、失業者の再就職や求職者の進路相談、退職者のキャリアや転職に関する個別相談や職業紹介を行うキャリアコンサルティングなどを引き続き実施いたします。これらに加えて、新規の取り組みとして、③にあります、若者自立就労支援事業がございます。これは主に、10代後半から39歳までの就労に不安を持つ若年者を対象に、カウンセリングや就労体験などの支援を行うものでございます。

続きまして追加資料のご説明になります。追加資料2の1ページ、No.1をご覧ください。佐藤博委員からご質問をいただいております。質問内容は、対象層別にどういった原因動機が多いのかを洗い出し、それを踏まえた取り組みを検討されています。令和3年度第2回会議において質問したように、健康問題に至る手前の段階及び要因の組み合わせによる、関連する背景からの支援が必要であるところ、こうした自殺実態の把握としてどのような作業を進めているのか、お伺いしますというものでございます。

この点につきましては、本市の自殺対策計画においても、自死に繋がり得る様々な要因について記載しており、鬱病に代表されるような健康問題のみの対策では十分ではないと認識してございます。しかしながら、健康問題に至る手前の段階及び関連する背景、原因動機間の関連性や順序性などについて、明らかにした資料はございませんので、自殺対策計画を立案しているほとんどの地方自治体が、悩んでいる点ではございます。今後、国

の指定法人である、いのち支える自殺対策推進センターが行っております、自殺未遂者の継続的な把握分析等の結果、いわゆる自殺未遂者等レジストリからこうした点についての知見が提供されることを期待しているところでございます。

次に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、佐藤博委員、鈴木琴似委員から1点ずつ質問をいただいております。

佐藤博委員からはNo.2の部分となります。令和5年度にスクールソーシャルワーカーの拡充とありますが、これは教育委員会のスクールソーシャルワーカー増員計画に沿う形でということなのでしょうか。それとも、今までこちらの対応が薄かったということなのでしょうか、という質問をいただいております。

これにつきましては担当課であります教育相談課に確認をした回答になってございます。これまで派遣要請があった学校を訪問して相談対応に当たっていたが、試行的に中学校を拠点に、近隣の小学校にも巡回訪問を行ったところ、相談ケースが大幅に増加したことから、令和5年度はスクールソーシャルワーカーを増員し、拠点校を増やして、より相談しやすい大切になるよう整えている、そういった趣旨のものでございます。

次に鈴木琴似委員からNo.3の部分となります。いじめや不登校の増加によりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、仙台市のチーム医療に学校訪問等と、様々な施策がなされてきた。スクールカウンセラー等の相談件数稼働状況、相談内容について質問したところ、統計はとっていないと回答されたが現状も変わっていない、配置により改善されたか評価をどのように考えているか、等々のご質問をいただいております。

これにつきましては同じく担当課である教育相談課に確認をした回答でございます。スクールカウンセラー等の相談件数につきましては統計をまとめており、配置校における具体的な相談内容、相談状況については、ヒアリングを実施して把握を努めているところでございます。先生との関係に係る相談については、スクールカウンセラーの助言に加えて、場合によっては相談者の承諾を得た上で、管理職に情報提供し、組織として対応するケースもある。なお教員の対応に関しましては、教育委員会の教職員課が相談窓口となっている。家庭環境の調整が必要と思われる場合は、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、福祉サービスの紹介や社会資源に関する情報提供、関係機関との連携についてサポートしているという状況でございます。若年者に係る説明は以上となっております。

参事兼健康政策課長

それでは続きまして、重点対象2、勤労者について健康政策課千葉の方から説明をさせていただきます。

資料2の方にお戻りいただきまして、資料2の8ページをご覧ください。

対策が必要な悩みや困りごとは、健康問題の鬱病、勤務問題の仕事疲れ、家庭問題の夫婦関係の不安になります。

9ページをご覧ください。鬱病に関連する悩みや困りごとに対する取り組みについてです。令和4年度に続き、外部相談支援機関の取り組みの周知徹底を図る、①や③の取り組み、勤労者の鬱病に関する理解促進を図る、②の取り組み、④の鬱病等による休職者を対象とした復職に向けた支援の提供を行って参ります。

10 ページをご覧ください。仕事疲れに関連する悩みや困りごとに対する取り組みについてです。

①の啓発物やリーフレット等を配布する取り組みとして、周知先の追加、自殺死亡率の高い層に合わせた効果的な内容になるよう、掲載の充実を図って参ります。

自殺に関連する相談対応の充実を図る②の取り組みといたしましては、仙台いのち支える line 相談について、今年度同様に、自殺対策強化月間である3月は、毎日開設するなど、自死に関連する悩みを抱える方への相談対応の充実を図って参ります。

また、③の市民の健康づくり・推進を目的とした地域職域保険と企業との連携による仙台健康づくり推進会議等の、構成団体との連携により、相談窓口の周知拡大を図って参ります。その他、中小企業の表彰制度を実施する、④の取り組みがございます。

11 ページをご覧ください。夫婦関係の不和に関連する悩みや困りごとに対する取り組みについてです。

心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知として、①の市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットによる周知、啓発による取り組みがございます。

また、⑤の弁護士による専門相談に合わせ、心の問題に対応できる、無料法律相談と心の健康相談会につきましては、より多くの利用につなげるため、周知先の拡大を検討して参ります。

その他、②の多重債務に関する知識や対応力の向上を目的とした庁内窓口職員を対象とした研修会の実施、多重債務を含めた消費者問題に対する相談支援関係機関との連携強化を図る、③の取り組み、弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会を実施する。④の取り組みがございます。

私からは以上になります。

精神保健福祉
総合センター
所長 続きまして、重点対象3、自殺未遂者等ハイリスク者に関する対策について、精神保健福祉総合センター所長林より説明させていただきます。

12 ページに挙げましたように、対策が必要な、主なお悩みや悩み事は、健康問題、家庭問題、経済生活問題の三つになります。

それでは13 ページをご覧ください。健康問題に関連する悩みや困りごとに対する取り組みについてご説明いたします。下の方になりますが、4 番の自殺対策推進センターで実施する人材育成におきましては、自死に至る背景の理解や支援ツールの活用等の内容に加えて、自殺統計等を参考に、重点的に取り上げるテーマを選定して、より実践的な内容での研修を実施することとしております。

こちらに関しましては、追加資料の2の2 ページに示さしていただいておりますように、事前に佐藤博委員より、先進事例データベースへの提出をご提案いただいております。高くご評価いただきまして、大変ありがたく存じますが、他の自治体でもすでに同様の取り組みがございますことから、先進重要事例には該当しないと認識していたところがございます。

このたびのご提案を機に先進事例に値する可能性のある取り組みとして、資料2の13 ページにお戻りいただきまして、その2に記載してございます、若年者に対するメンタル

ヘルスの啓発、すなわち、はあとケアサークル YELL に所属する学生から高校大学等の生徒学生に対する、同じ学生の立場でのというピアエデュケーションの手法を取り入れた啓発活動がより適切かと考えまして、次年度以降の提出を検討しております。

その他の健康問題に関連する取り組みといたしましては、1、相談窓口の周知の工夫、3、アルコール薬物等の依存症関連問題に関する実践的な支援力向上を図る研修。そして、5番の自殺未遂者等ハイリスク者が、より適切な支援につなげることができる多機関協働の仕組みづくりを予定しております。

15 ページをご覧ください。家庭問題に関するお悩みや困りごとに対する取り組みについてです。拡充する取り組みは、2と3でございます。

2の、子育てに関する相談窓口、その他各種支援情報の周知は、これまで通り妊婦や子育て世帯が安心して出産子育てできるための伴走型支援として、これまで実施してきた妊娠届提出時の面談や出産時の新生児訪問に加えまして、妊娠8ヶ月の面談、子育て情報アプリを活用した情報発信や相談支援の継続実施など、妊娠期から出産、子育てまでの一貫した切れ目のない相談体制によって、必要な支援につなげて参ります。

3のひきこもり関連の取り組みが、ひきこもり者の年齢層によって課題や必要な支援が若干異なることから、精神保健福祉総合センターが従来行っていたひきこもり家族教室や、家族グループに加えて、比較的若年の方を対象とした家族教室と、家族グループを開催することで、対象者の課題やニーズにより合わせた理解対応を深める機会とするものがございます。

次に、17 ページをご覧ください。経済生活問題に関連するお悩みや困りごとに対する取り組みについてです。

引き続き行う取り組みとしましては、1. 多重債務問題に関わる職員に向けてのより実践的な内容の研修、2. 経済生活問題等に対する法律的、心理的側面から包括的に対応するための相談窓口の提供、並びに周知方法の工夫や周知先拡大の検討、3. 関係者との連携などによる生活困窮者への相談支援の一層の強化がございます。

自殺未遂者等ハイリスク者に関するご説明は以上です。

障害者支援課長

最後に、重点対象4、被災者についてです。

19 ページをご覧ください。健康問題に対する取り組みについてです。①の取り組みは、被災によるストレス環境変化に伴い生じやすい健康問題を抱えた被災者に対応ができる支援者のさらなる育成でございます。被災者支援に携わる職員に対して、震災後の心のケア支援のノウハウの伝承や、将来起こり得る災害時の支援への備え、現在の被災者支援に生かすことができる研修や、新型コロナウイルス感染拡大に伴うストレスケアなどを含めた災害時メンタルヘルス支援について学ぶ研修会を行うものがございます。

また、震災以降に培われた支援方法を次の世代の職員に継承するための内容も含んで実施していくこととしてございます。

②の取り組みでは令和3年度から7年度までを期間とする、震災後心のケア行動指針継続版で定めた基本原則に基づき、各区単位での被災者支援の取り組みを継続して参ります。

20 ページをご覧ください。住環境等の問題に対する取り組みです。①の取り組みは、震災の被災者を対象とした心身の健康増進や孤立予防に向けた健康教室及び交流会で、コロナ禍で集いの場が縮小、中止となったため地域活動の再開、継続の支援が必要とされているため、地域包括支援センター等の関係団体と協働し、コミュニティー支援に取り組むものでございます。

②の取り組みは、各区単位で行う被災者支援の取り組みを、実施状況や課題の解決に向けた効果などについて、関係者間で共有を図り、取り組みの見直しの検討を行って参るものでございます。資料2の説明は以上でございます。

原会長 ご説明ありがとうございます。それでは議事1の令和2年度の自殺者の特徴を踏まえた取り組みについての質疑に移りたいと思います。最初に事前に質問がございました、佐藤博委員、それから菅原由美委員、鈴木琴似委員、各3名の方から追加のご発言等ありましたらお願いします。佐藤委員の方からいかがでしょうか。

佐藤博委員 適切にお答えいただきましたので、特にございません。

原会長 はい。ありがとうございます。菅原委員いかがでしょうか。

菅原由美委員 私も追加資料の1に書いてある質問ですが、この資料が事前配布の段階ではわかってなかった実績についてお答えをお願いしたところでしたので、すべてお答えいただいたので、問題ありません。

原会長 はい。ありがとうございます。鈴木委員いかがでしょうか。

鈴木琴似委員 一応、お答えはいただいておりますが、こちらの統計をまとめていただいて、相談内容に関しては公表を行っていないということだったのですが、全市民に公開してくれと言っているわけではなくて、この対策の委員の中で、どのように相談を受けて、どういった内容で対応を行ったかということ公開していただければなというふうに思っております。

原会長 はい。では事務局の方、委員のご意見に関していかがですか。

障害者支援課長 今のご質問につきましては、スクールカウンセラーの相談の状況について、いわゆる広く一般には公開していないとして、そちらについて、この会議の中で共有できないかというふうなご質問ということでございますか。

鈴木琴似委員 はい。

障害者支援課 現状として担当課の方からは、総論としての公表、相談内容については公表してないとい
長 うふうな形での回答をいただいておりますので、この会議の中での共有ができるのかどうかとい
うのは改めて確認をさせていただきたいと思いますが、基本的にこの会
というのもその基本的に公開をしているようなところにはなりませんので、その辺りも含め
たのを一旦預からせていただければというふうに考えてございます。

原会長 はい。よろしいでしょうか。

鈴木琴似委員 はい。

原会長 それでは事前に質問あった三方からは、追加質問は特にございませんので、皆さんの方
からご質問、それからご意見等ありましたら、お願いします。

田中幸子委員 今日、追加資料としてちょっと遅れて本日配布させていただいたところに、かなり質問
とか意見を書かせていただきました。今までご説明いただいた中で、ずっと言っているの
ですが、メンタルケアが主だということにして、そしてその中に、追い詰めていった要因、
心のケアが必要になった、メンタルケアが必要になった人たちがほとんどだというふう
に思うのですけども、生まれつきのメンタルケアの必要な人はいないので、その要因に
ついての是正などの対策はあまり見受けられないというふうに思うのですけども、それ
について、今後ですね、もう 17 年ぐらい私この意見言っているのですけども、何か一つ
や二つでも、具体的な解決というか、人追い込まない対策をやっつけようと思う気持ち
があるのか、それともやれないのか、やろうとしないのかということをお聞かせいただ
ければなと思っております。

原会長 では事務局の方お願いします。

障害者支援課 ただいまご質問いただきました部分、私どもといたしましても、従来からの自死とい
長 うのは様々な要因これが複雑に絡み合った結果であるというところで、当然ながら鬱病等
の精神疾患の対策、これだけで十分だというふうなことではない、というふうに認識して
ございます。私どもの方の自殺対策計画の中でも今お話ありましたように精神疾患、など
に関連する取り組みというのは、事業の計画の中に盛り込んでおりますが 214 の事業と
いうものがございまして、実際その中の精神疾患に関する取り組みというのは主に 1 割
という形で、残りの 9 割に関しましては、先ほどの説明の中でもありました育児に関する
ものですとか、精神保健以外の分野の取り組み。これも当然重要でございますので、こ
ういったものには引き続き取り組んでいくというふうに考えているところでございます。

田中幸子委員 すみません。追加でいいでしょうか。お答えに対して質問します。

学校問題、若者、若年者のところに関していくと、仙台市は非常に児童生徒の自死が多
いというふうに思いますし、不登校の事案も非常に高いレベルでありますし、その中で体

罰とか新聞によく賑わっていますが、行き過ぎた指導とかたくさん出てくるというふうには、仙台市はたくさん問題になっている箇所がいっぱいあるのかなというふうに思うのですが、そのあたりが全くこう記載されていないというか、対策に生かされていないと感じます。

そこで、いじめなども含めた、不登校なども含めた対策を、もう少し盛り込んでいただけたらなというふうに思っているのですが、ここ数年間ずっと言い続けていますが1度もそれを取り上げてもらったことがないので、教育委員会などともよくご相談していただいて、その対策に力を注いでもらいたいというふうに思います。

不登校が非常に多いというのは非常に問題だというふうに思います。そして先ほど先進的な取り組みみたいなことをおっしゃっていましたが、先進的な取り組み＝成功例ではないということをしつかりと胸に刻んでいただきたいというふうに思います。成功しなければどうにもならない。どんなにいい取り組みをしても。そのため、先進的な取り組みを取り上げてもらうのは非常にいいのかもしれませんが、それがその成功例だというふうに思われては困るなというふうに思います。実際に減っていないので。仙台市は、宮城県の中で唯一減っていないのが仙台市なので、もっと反省していただきたいというふうに思います。

ぜひ、教育委員会と相談して、私、遺族の代理人やっているので教育委員会の部長とか次長とかってよく話し合うこと機会が多いのですね。今でも全くやってないですよ。なので、素晴らしい答申も出ていますので、再発防止のためにそれをぜひ対策に反映させていただけないでしょうか。いかがでしょうか。答申ももう何回も出ていますね。

原会長 はい。事務局の方、お願いします。

障害者支援課長 ただいまいただきましたご意見、私どもとまた教育委員会も、こういった場でそういったご発言あったということで、伝えさせていただきたいというふうに思います。

原会長 はい。ありがとうございます。はい、鈴木委員

鈴木琴似委員 勤務の問題のところは仕事疲れというふうに記載があるのですが、パワハラもかなり問題があるのかなというふうに思うのですが、仕事疲れという書き方ですと、大分フワッとしたような感じにならないかなというふうに思いましたので、この辺りもしつかりと対策していただければというところと、あと若年者の方の健康問題の方もそうなのですが、ここにいじめというのが入らないというのはちょっとどうなのかなというふうに思います。

原会長 はい。事務局の方、いかがでしょう。ハラスメントの問題というのはかなり大きな問題なので、その辺は明確にしていきたいなと思いますけどね。

参事兼健康政 勤労者のところについてのご質問いただきましてありがとうございます。仕事疲れと

策課長 いうふうな表現が、やはりちょっと物事の本質のところをしっかりと示してないのではないかというふうなことだと思いますので、その表現に関しましては、こちらの方でも検討して参りたいというふうに思います。あとパワハラ等の問題というのは、確かに、水面下でもいろいろ受けているものかなというふうに思いますので、そういったところも今後検討の中に加えて参りたいと思います。

原会長 はい、藤岡委員。

藤岡奈美子委員 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

委員 勤労者の部分なのですけれども、他の施策と違いまして、ここだけ新規も拡充もないというところが、大変残念だなというふうに拝見したのですが、私の読み間違いなのでしょう。他の施策のところには新規の事業ですとか、拡充ということで丸がついているのですが、9 ページ 10 ページのところ、新しいことというのが、無いように見えるんですね。令和4年の自殺統計のところも、仙台市さんでおまとめになったものを拝見しましても、41.7%が勤労者の方でいらっしゃると思います。今、他の方々の先生方のご意見でもハラスメントのことも、一言も入っていないということがございますので、ぜひ新規或いは拡充というところで、ハラスメントの予防という言葉を入れていただきたいなと願うことと、或いはこの仙台健康づくり推進会議、16 団体お入りになっている、ワーキングは18 団体というふうに拝見しましたが、私どもも労働関係の団体ということで入っているのですが、お声掛けをいただいたことがないので、ぜひこういったところにも、産業カウンセラー協会もお使いいただければ、勤労者の勤務問題というところ、お手伝いが可能なかなと思っております、以上です。

原会長 はい。ありがとうございます。事務局の方。

参事兼健康政
策課長 はい。検討して参りたいと思います。ご意見ありがとうございます。

原会長 それでは他に議事1に関して、ご意見ありますか。はいどうぞ小野委員どうぞ。

小野彩香委員 特定非営利活動法人 switch の小野です。

資料2の3ページ。若年者の③番、若年者が抱えやすい問題に焦点を当てた各種講座におけるテーマ設定及び情報発信のところ。はあとケアサークル YELL のさらなる活動の増、拡充ということ、先程いただいているかと思ひます。この資料をやっぱり見て一番に思うことが、本当に多岐にわたる施策が必要なんだなあとというところを強く感じるんですけども、やっぱり大きなものを作っていくというよりも、小さな居場所とか、小さな活動っていうのを支えていくような取り組みっていうのがとっても大切なのかなというふうに感じています。そういった意味ではこちらのはあとケアサークル YELL さんも、多分サークル活動みたいな形だと思うんですけども、こういった YELL さんに代表され

るような、こちらはしっかりこういったセルフケアとかを学んでいただいて、他の大学に行って、授業提供するという形に、学生同士でするっていう活動だと思うんですけども、私たちの団体でも、他に2、3ヶ所いろんな項目で、こういった依頼があつて、実際にやって生徒がまた生徒の中で共有し合うっていうことをやっています。そういったそれぞれの学校とかのサークル活動とか、あとは市民活動とか、居場所になったり、何かを活動するっていう、小さな団体づくりみたいなものを、もつとこう、大きな意図としては、自死のその一次予防の部分になると思うんですけども、そういったものにお金をまわしていったり、活動を支えていくようにできると、そういったところに情報提供のツールも置けますし、かつ、実際に活動している人たちも、活動の援助ももらえるし、やっていきやすいのかなというふうに感じました。はい。意見になります。

原会長

今のご意見については、事務局の方また検討をよろしく願いいたします。
はいそれでは議事1に関してはよろしいですかね。

田中幸子委員

一個だけいいですか。

参考資料2のところですけども、(4)番目の、自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある人数と割合っていうところが、令和4年自殺統計暫定値過去について、参考資料2ですね、2の(4)のところの未遂歴のある人数38人、全体に占める自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある割合20.3%というふうに出ていると思いますけど、このうちですね、未遂歴のある人の割合の中で、精神科医療に通院歴がある人数っていうのがわかるはずだと思うんですね。わかる範囲でいいので、ぜひ、掲載していただければ、より一層わかりやすいかなというふうに思うんですね。多分国のデータでも出ていると思いますけど。

あと地域自殺対策プロファイリングの中にも細かく出ていると思いますので、ぜひそれを利用して、データ作っていると思いますので、それを踏まえてですね、もっと細かく精神科医療通院歴あるかどうかというところをしていただくと、対策がより具体的に見えてくるのではないかなというふうに思うんですね。通院歴のない人、通院歴のある人の未遂歴っていうのがわかると、ハイリスク者の中でのその分けができて、対策が打ちやすいのではないかなというふうに思うので、ぜひ、データを、今後、次年度、示していただければというふうに思います。

原会長

はい。では事務局の方。

障害者支援課
長

ただいまお話のありました地域における自殺の基礎資料、厚生労働省の方でまとめている、本市でもそれをもとにというところで、私どもの方では、その資料の中に、精神科医療機関の受診歴の有無を示す項目というのは、設定されていないというふうに認識をさせていただきます。そのため、自殺未遂歴のある方のうちの精神科医の受診歴というものは、現状把握するその統計上の手段がないというふうには認識してございました。

田中幸子委員

あると思うんですけども。プロファイリングの中に細かなデータが以前と違って、すべ

て公開されているので、私どももすべて見ることはできますけど、あると思うのでそれを見ていただくと非常にわかりやすいかなと。

原会長

田中委員、その URL か何か教えてもらって、事務局に教えてください。そこに書いてあるというふうな場所を教えていただければ、その公開されているところを事務局にお伝えください。

障害者支援課長

仙台市レベルでのその統計資料としては、おそらくないというふうに認識をしています。後ほど改めて確認してみます。

田中幸子委員

さっきそしてその鈴木琴似委員がおっしゃったような形で公開されているので、ここだけの資料にはできないみたいな話をおっしゃっていましたが、厚生労働省でも内閣府でも、一応ここだけ配布、自主的な配布で回収という形で、資料提供されているのでそのような形でも、そのスクールカウンセラーのそういうのも提供できるのではないかなというふうに思いますので、一応お考えいただければと思います。一時ここだけの配布にして、すぐ回収ということは内閣府でも厚生労働省でもよくやっている話なので、ぜひ仙台市でもやっていただければというふうに、思います。はい。

原会長

はい。議事 1 に関してはいろいろ活発なご意見ありましたが、また事務局の方でもまた検討していただければと思います。

続いて議事 2 の方ですね、重点対策に対する令和 5 年度の取り組みについて、これについてのご意見、お願いしたいと思います。事前に、佐藤博委員と鈴木琴似委員の方からご質問ありましたので、先ほど回答があったと思うんですけども、追加のご意見ございますか。

佐藤博委員どうですか。よろしいですか。

佐藤博委員

はい。

原会長

それでは鈴木琴似委員。

鈴木琴似委員

回答していただきましてありがとうございました。ちょっと私の方の勉強不足で、仙台市の予算案の方ですけれども、ホームページの方にさせていただいたのですけれども、数字の見方が、来年度の予算っていうことになるんですかね。継続してその困難を抱える女性のための支援っていうのは、来年度というか、令和 5 年も続けていかれるということで予算の中には上がっていたんですけれども、そちらの数字が、570 万円ということではなくて、先ほどちょっとホームページの方でも確認してみたんですけれども、何千万かになっていたのかなと思ってまして、それで、その公開というか、どのように決まっていて、私たちはその自殺対策のためにいろいろとやっているんですけれども、どんなところに多く予算がついているっていうことがちょっと気になりましたので、そちらの方ぜひ公

開していただければというふうに思いますし、数字の見方をちょっと教えていただけますと幸いです。

原会長

それは今じゃなくても大丈夫ですか。はい。今答えられますか。

障害者支援課
長

おそらく、資料1の5ページのNo.11番。No.11番困難を抱える女性の支援事業、アウトリーチ型相談支援といったところについてのご質問に対して、5年度の予算額が570万というふうな形で回答させていただいている。これが、4年度の年央のものが通年化するための拡充というふうなことでの数字を、この追加資料のところではお示しさせていただいていると。それで、今委員の方から、困難を抱える女性の支援に関しましては570万よりも、より多くの予算が計上されているのではないかというご指摘かと存じます。

今、すみません、委員がご覧になっている資料が今すぐ私の頭の中には入ってないのですが、この570万ほど、アウトリーチ型相談支援、ここに関する予算としてはこの570万で、困難を抱える女性に対応した事業というのは、アウトリーチ型の相談だけではなくて、いくつかの関連する他の事業等もございますので、それをまとめたものがおそらくお手元で今ご覧になっている数字かと思えます。ここも含めて、改めて確認をさせていただいてより全体像がわかるような数字というふうな形での提供をご希望されているというふうなことでよろしいですね。

鈴木琴似委員

はい。よろしく願いいたします。

原会長

それでは今の部分に関してはよろしいですかね。
続いて勤労者の方についての質問があります。菅原武委員。追加のご発言ありますか。

菅原武委員

特に質問ということではないんですけれども、次の議題の議事の3のところの、我々の方の報告のところと絡めて、発言しようかなというふうに思っていたんですがいいですか。

我々、労働局なんですけれども、ご承知かとは思いますが、労使関係といったところを、対象としてその行政を進めているというふうなことになるんですけれども、そういった中で、この重点対象の2というところの、勤労者というところで、必ずしも雇用労働者とは違うんだと思いますが、かぶってくるのかなということ、参加をしているというところをご理解いただければと思います。それで、直接自殺予防ということよりは、むしろ労働者としても、心の健康の保持増進と、その確保といったようなところをターゲットといいますか目的にしているということでありまして、その辺も少し若干ニュアンスが違ってくるのかもしれませんが、含みおきいただいた上でちょっとお聞きいただきたいのですけれども、この雇用労働者というふうなことを前提としてこうなった場合には、閉鎖されたある意味その職場ということの中で、そこで使用者と労働者というふうなそういう対立はしないんでしょうけれども、立場が違う方々がいる中の、その一方の勤労者、労働者を対象にしていく場合には、使用者に対してアプローチをしていくというふ

うなことが、非常に効率的といいますか、効果的というふうに思っています。ですから、ぜひそういう視点で取り組みを進めていただくというふうなことが必要なのかなと。

なおさら最近はですね、健康経営というようなことが非常に企業の間で受けているといいますか関心が高まっていると。それと同時にやはりメンタルヘルスというふうなことも非常に企業の関心が高くなっているということでありまして。それはなぜかという労働者の心身の健康といったようなものが、経営者にとってメリットだというふうなことがわかりつつあると。だからその会社はそういうメリットがはっきりしていくとそこに取り組みに力を入れていくと。これある意味当たり前ですけども、そういうことで我々事業場を指導していく、経営者を指導していくというふうなことの効果として、労働者の心の健康心身の健康といったようなところに結びついていくと。なので、そのそもそその出発点というか目的は、若干違うんですけども、結果としてはそこにたどり着くというふうなことになると思うんですね。ですから、そういう企業に対して、心の健康といったようなものを確保することが、会社にとってもメリットであるというふうなことを強く打ち出していくと、非常にやりやすくなってくる。

これを最初からその勤労者というふうなところを対象にしようとする、ある意味その一般の市民を対象にするというふうな、同じレベルで取り組まなくてはいけなくなってくるので、それは非常に遠回りというか、大変な労力といいますかコストを必要とするのかなというふうに思います。ですので、我々は日常的にその事業主、企業を通してその労働者の健康確保というふうなところを進めていますから、ぜひぜひ一緒に取り組みをしていくというふうなことをお願いしたいということと、あと我々やはり企業に対して指導するということまではやるんですけども、実際にどうやってやるかというノウハウとかスキルとかそういったようなものは持ち合わせていないので、ぜひ構成委員の皆様方にもご協力をいただいて、そして会社を通して、働く人の健康の確保心身の傾向の確保といったようなところを、取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

あと、ついでで申し訳ないんですけども、我々ですね、この労働災害の防止という観点からなんですけども、厚生労働省として5年ごとに労働災害の防止計画といったものを作っておりまして、今の計画が本年度で終了して次年度から新しい計画が始まります。その新しい計画が第10次労働災害防止計画というふうになりますけれども、それに基づいてですね、宮城労働局としてもその推進計画を作って取り組みを進めていくというふうに、予定してございまして、その中の一つにその労働者の健康確保対策の推進というのが重点の一つとして掲げて、取り組みを進めるというふうなことになっています。その中で、やはりメンタルメンタルヘルス対策といったようなものの促進といったようなもの、長時間労働の減少とか、仕事上の不安を抱える労働者の減少というようなものを目標として、メンタルヘルス対策などを推進していくというふうなことを行ってございまして、そういったようなこともご承知おきいただきながら、直接仙台市内の事業情報、管轄する仙台労働基準監督署の職員、今日傍聴をしておりますので、ぜひ当局、それから仙台労働基準監督署、一緒に取り組みを進めていただきたいというふうなこと、お願いいたしますか、そういったようなことでお話しさせていただきました。

原会長	<p>それでは続いてですね、ハイリスク者のことについてのご質問が、佐藤博委員の方から、ありますけれども、よろしいでしょうか。追加のご発言ありますか。</p>
佐藤博委員	<p>追加資料3の方ですか。そんなに高くないと書かれていますので、それでいいと思います。</p>
原会長	<p>それでは皆さんの方からも、追加のご発言或いはご質問ありましたら、どうぞ。よろしいですか。もし今じゃなくても後日、質問があれば、事務局の方にお伝えいただければ、ご回答いただけたと思いますので。</p> <p>それでは議事の2はこれで終了したいと思いますけれどもよろしいですか。</p>
<p>③重点対象に対する委員所属機関の令和5年度の取組みについて</p>	
原会長	<p>それでは議事の3に移りたいと思います。</p> <p>議事の3は、各団体からの取り組みということですので、最初に私の方から、宮城県精神科診療所協会の取り組みということで21ページです。</p> <p>簡潔に申し上げますと、なかなか実際のところはコロナ過であって、なかなか講演会を企画するというのは難しい状態にありますけれども、例年、青年期のメンタルヘルス或いは産業メンタルヘルス、或いは女性のメンタルヘルス等ですね、そういうようなメンタルヘルスに関する市民向けの講演会を行っているところです。今年度コロナも少し収まってきましたので、また、講演会を再開するかなというふうには今考えているところです。</p> <p>その他の、かかりつけ医の心の健康対応向上研修会に検討しているところです。</p> <p>あとは震災、心のケアネットワークみやぎ、これは被災者支援の活動ですけど、ここに精神科の医師を派遣するというそういうような事業で行っております。基本的に相談とそれからアウトリーチを一体化した形で活動を展開するというような、そういうコンセプトで活動をやっているところです。</p> <p>私の方からは簡単ですけど以上で終わりたいと思います。それでは、名簿の順番でよろしいですか。</p> <p>それでは井口委員の方から、大体2分程度で、すみませんが、お願いいたします。</p>
井口直子委員	<p>仙台弁護士会の井口でございます。今までご紹介を毎回させていただいていたと思うんですが、大きく変わる取り組みというのはございませんので、ご覧いただければと思うんですが、一応新しい取り組みとして、若年者に対するものとしては、一応今まで子供の権利委員会でいじめ相談ですとか、対応していたんですが、自死対策委員会として、実施要項、いじめ啓発に特化した命の教室という、講演を一回行いました。これがまた継続的な取り組みということで広げていければということで今活動しております。あと、自死、自殺未遂者などハイリスク者の対応としまして、今まで重ねてきた相談会ですとか、自死対策に関する自治体との情報共有などを踏まえまして、公認心理士などの専門職の方を講師として、主として弁護士会主催の講演会を開催する予定です。コロナ禍が人間関係紛争</p>

に与える影響、特に家族関係を中心にということで今検討している段階でございます。

原会長

はい。ありがとうございます。

はいそれでは小野委員の方からお願いします。

小野彩香委員

特定非営利活動法人 Switch の小野でございます。

私どもは 4 ページから 7 ページまで、主に四つの分野に分けて書かせていただいております。私からは、7 ページの勤労者の部分で障害福祉サービスによる就労支援リワーク支援定着支援についての取り組みを報告させていただきます。

こちら就労移行支援事業でやっているリワーク事業になります。仙台の中でのリワークの利用率の低さというのは、他市等に比べてもかなり状況としては低い状況であります。なので、就労移行支援で 1 事業だけというよりも、まずそのリワークっていうものを、広く周知してもらうために就労移行支援事業所ですとか、あとはリワークに力を入れている他の関係機関さんと一緒にパンフレットを作る等、そういう自主的な動きも出てきております。少しでも情報が届くような工夫というのをしている次第でございます。実際の利用者の中ではやっぱり常に 1, 2 割はリワークの方いらっしゃるって、復職する方から、あとは退職されて再就職をする方、1 回休む方様々ですけれども、私どもとしては、自分のことをもう一度ゆっくり休めながら自分らしい働き方というところでお力添えできるように、施設として継続を実施しております。その他 4 ページから 6 ページにつきましては、小関の方からお話させていただきます。

小関美江委員

先ず 4 ページからお話させていただきます。今小野から障害福祉サービス事業のお話をさせていただきましたが、活動する中で福祉の制度の枠からこぼれ落ちてしまう若者や学生の支援が必要だと実感しまして、仙台と石巻にユースサポートカレッジを開設しました。若年層の自死が増えている現状や本日のこちらの資料でも無職者の自死が 45% という現状に大変胸が痛む思いです。そういった困難を抱えた若者たちを対象に、就労支援や個別相談、講座や職業体験プログラムを提供し、自立を応援する場所を作っております。

それから 5 ページ目ですが、こちらは高校を訪問し、高校内居場所カフェとして中退予防と進路支援、居場所を提供する取り組みになります。高校と連携をしまして、高校の中に居場所を作って、そこに私達が行って、学校の先生でもない、保護者でもない第 3 の大人がわちゃわちゃと関わって、社会との接点を作る。その中で学校生活や進路選択に困難を抱える学生と早期に繋がり、学校と連携をして在学中から学校外の資源とかかわりを作っていくことで、中退後や卒業後にも継続して地域で相談支援な場所として認識してもらう。そんな目的がございます。

今石巻で 4 校、仙台圏域で 1 校取り組みがございます。

それから 6 ページですが、宮城県の委託を受け、大学生を中心とした自死予防事業を若者こころの支援モデル事業としてやらせていただいております。来年度で最終年度となります。内容としては、一つ目として県内の大学を招集し支援会議の実施、二つ目は大学

生を対象としたゲートキーパー養成講座の実施、三つ目は啓発活動として専門家をお呼びし年に2回セミナーを開催しております。ゲートキーパー養成講座につきましては、学生さんからは、初めて聞く内容で、もっと知っておかなければならないことだと思った、という感想をたくさんいただいております。

私からは以上です。

原会長 それでは鹿野委員の方から

鹿野英生委員 仙台市医師会が関係する事業ですけれども、8ページ、かかりつけ医院等の心の健康対応力研修、これは先ほど原先生おっしゃったものと同じもので、精神科以外の医師向けに、主に自死ということに向けての、鬱病の早期発見みたいなところを切り口に、これはやっているということです。

それから9ページにまいりまして、地域産業保健センターにおける健康相談面接指導は、これは例年行っているもので、仙台市医師会から派遣で毎月40、50の事業所に、出向いて相談するという、そこにメンタル系は含まれています。

それから、10ページの自殺未遂者ハイリスク者等を対象とした試みというのは、これが今年新しいやつで、実施主体が北海道公立大学の公立ってというのが間違っているけど、内容にはあまり影響しない。これも実はそのかかりつけ心の健康向上研修に大体似たような対象に、似たようなことをやっているんですけども、結局その自殺をするというふうなところで、最初から自分は鬱病だとかというよりは、何しろ健康問題っていうのが大きいわけで、それが鬱病だって診断されている人と、そこと同数いてと。ということは、皆さんこんな事はとくにご存知でしょうけども、いちばん最初に関わるのは精神科じゃなくて、それ以外の、先生で。ゲートキーパーとしてはその先生たちの、こういった自死リスクみたいなものに対する感度を上げておくということがとても大事で。しかも、そこでそれイコール鬱病で精神科に繋がればOKだとかということでもないし、また精神科で鬱病の薬もらっちゃったらそれでOKだとかいう話ではなくて、最初のインテークの段階で、初動が大事なので、そのところはどうするのかも含めてですね、説明をさせていただいて。この10ページのものについては、29名の方が対面で参加していたというような形です。以上です。

原会長 それでは小林委員の方からお願いします。

小林幹子委員 私、11ページの方にご報告の要旨書かせていただきましたので、ご覧いただければと思います。

コロナが流行りだしてから大分経ちまして、そして今学校は、コロナの制限のある生活から大分戻ってきているところです。この前、卒業式ございましたが、やはりマスクを取るか取らないかというところで、うちの学校は入場の時は取りましよう、とっていいですよということで、子供たちの自己判断にお任せしたところですが、大体半分ぐらいはマスクをしたまま入場してきたというような現状がございます。やはりそういったところで、

マスクに守られているというか、そういう子供たちの、自信がないといいますか、あまり顔を見られたくない、大きくなった顔は見られたくない、あんまり見せたくないというお子さんもまだいらっしゃるんだなというところで、やっぱりそういった、自分にちょっと自信が足りないというか、もうちょっと育てたいというようなお子様たちを、これからも、自分の考えを他人に伝えて、そして相談できたりいろいろな経験をできたり、それからまた、私たちの関わり方で、子供たちの、自分でいいんだな、いいところあるんだな、もうちょっと頑張ればできるんだなというような、そういった自己肯定感を育てるということも、これからも取り組んでいきたいなというふうに考えております。また先ほど菅原委員の方から、大人の健康ということもございましたが、そもそも子供たちって体は健康なので、健康の大切さというところがなかなかわからないところ、こちらが一生懸命お話しても、もともと健康なので、病気ってどういうこと？みたいな感じになっているところがあるかと思いますが、そういったところではやっぱり健康の土台を育むということで、ご家庭の方と協力しながらですね、生活習慣規則正しい生活というところを、育てていながら、心の健康の方にもまたつなげていきたいなというふうに考えております。

それから先ほど、スクールソーシャルワーカーさんのお話ちょっと出ましたけれども、うちの方にも、中学校区にいらっしゃるスクールソーシャルワーカーの方が時々来校してくださって、先生方のご相談を受けてくださったりとか、あとは実際に授業の様子を見てくださって、お子さんのことどうですかというふうにお声掛けいただいたり、それから小学校から中学校への引き継ぎというところで、大変活躍していただいております。そのこともご報告できたらと思ひまして、お話しさせていただきました。以上です。

原会長

それでは続きまして、市立病院の佐藤委員をお願いします。

佐藤博俊委員

救急病院であります仙台市立病院の方からご報告させていただきます。

重点対象3の自殺者とハイリスク者というところで、我々の病院では救命救急センターを受診された患者さんに対して対応を行っているところではありますけれども、実際は救命救急センター以外にも、妊産婦さん、周産期から妊娠後の方であるとか、あとは、アルコール関連疾患の方とか、救命救急センター以外の患者さんについても、幅広く対応しているところであります。ここでご報告させていただきましたのは救命救急センターになりますけれども、救急車の数が令和4年、2022年の1月から12月につきましては、救急車の方が、約7800件来ておりまして、1000件以上増えているという形で、宮城県内で一番多く来ております。ただし、救急車の応需率の方については下がっておりまして、つまり救急要請の方が増えてきていてなかなか対応しきれない数が増えて、実数は増えているんですけど、救急車の数の方が多くて、なかなか救命救急センターの方でできないという現状があるそうです。そのほか、我々の方で、仙台市立病院の方で、救命救急センターの方に搬送されてきた方で、自死企図等で関わりのある方については、搬送数は仙台市における搬送数の約3割という形とされております。令和3年度の実績ですけど、運ばれてくる方が増えてきていて、医師だけでなく、精神相談室、それだけでなく、職員全体として、アンテナを高く対応しているところでありました。以上になります。

原会長 それでは労働局の菅原委員の方に先ほども大分お話していただいたので、簡潔にお願いしたいと思います。

菅原武委員 14 ページの資料出させていただきましたが、先ほど申し上げた通り、重点対象 1 の若年者として私出してしまったようで、ここは重点対象 2 の勤労者に訂正をしていただければと思います。

それで取り組みの対象としましては、取り組み事項としましては、大きく分けると労働局の中の部署でそれぞれ所掌業務が分かれてございまして、大きく分けると、労働者がその安全で健康に働くことができる環境の整備。これは事業主を通してですね、労働者の健康保持増進を進めていくというふうな政策。それからもう一つ、総合的なハラスメント対策というふうなところで、これは民事的な要素も含めてですね、指導と、それからあと実際にその被害を受けた当事者からの相談というのを対象にして、解決に導いていくというふうな二つに大きく分けることができるかなというふうに思っています。具体的な内容については昨年もお出しした資料の数字をリバイスして提出している通りでございますので、特に目新しいことはございませんけれども、先ほど申し上げた通り新しい労働災害防止計画がスタートしますので、そちらについては初年度ということで、特に重点的に仕切り直しということで取り組みを進めていく予定でございます。以上であります。

原会長 それでは鈴木琴似委員お願いします。

鈴木琴似委員 みやぎの萩ネットワークの鈴木でございます。

こちらの方、15 ページの方に記載させていただきました通りで、令和 4 年度と取り組み自体は変わっていないです。取り組みの実施状況に関しましても、こちら読んでいただければと思います。私たちの活動は、相談窓口という事で、どういった方からの相談も受け付けておりますので、かなり幅広い相談内容というふうになっております。年齢層も、若年者、お子さんの相談を受けたこともありますし、若い働き始めたばかりの若者の相談というのも受けたりはしております。それから精神疾患等があつて精神保健センターの方で窓口案内されましたということでご相談いただいたりもしておりましたので、本当に内容的にはいろんな内容が来るんですけども、私たちは私たちだけで何とかするっていうのは本当に無理なので、弁護士の先生ですとか司法書士の先生、それからその仕事に関しての悩みでしたらそれこそ Switch さんのところにお繋ぎできたりとか、そういった取り組みの方ができればなというふうに思っておりますし、学校関係に関しましても、いろいろと参考になるご意見も、学校の先生の方からもいただければというふうに思っております。

引き続きどうぞよろしく願いいたします。

原会長 それでは、続きまして、田中委員の方からお願いします。

田中幸子委員

藍の会と全国自死遺族連絡会の田中でございます。

16 ページから 19 ページまで出させていただきました。全体的に、私は自死遺族や被災者の遺族の支援も、あと様々な遺族の支援もやっておりますけども、基本的な考え方は、自助グループ、そして悲しみの病理化反対、精神科医療に遺族になった後には行かせないということをしています。悲しみは病気ではないので、ごく当たり前の反応だということ強く何度も伝えていきます。そして眠れなくて病院に行った場合も必ず半年以内で辞めてもらうようにというアドバイスをして、ほとんどの人は飲んでいてる人でも半年以内に精神科医療に行くのをやめています。そうすることによって、時薬ではないですけど時間の経過とともに落ち着いていくということを私は 17 年間ずっと経験してやっています。

全体的な、若者もすべて、自殺未遂者の方もそうですけど、基本的に減薬断薬を目指しています。それで、減薬断薬のための相談に、私は素人なので、京都や名古屋、東京から医師を呼んで、無料相談会を開いています。そして仙台市内でも、減薬断薬に協力してくれるお医者さんがいるので、そこを紹介して、患者さんが辞めたいということが基本です。患者さんが辞めたいも辞めたくないも無理やり進めるってことはありません。患者さんではなくて、家族が辞めたいのもそれは、ご紹介はしません。患者本人がやめたいという意思があることを最優先して、そういう意思がある患者さんに対しては、できるだけ協力して、いろんな方法で減薬断薬を進めていくようにしています。

そしてそのあとサポートしていく。経過を見ながらサポートしていくということも、東京の方にオルタナティブという団体があって、そういう勉強会も開いたりしています。精神医療のオルタナティブの会もあります。そういうのもありまして、様々な勉強会を開いて、直接相談に乗って減薬断薬をしていくとほとんどが未遂をしなくなりますし、後追いの人達も、後追いの自死はほとんど精神薬を飲んでいきますので、それは必ず伝えて、飲んででもいいので半年ぐらいでやめるように頑張ろうねっていうことで進めていきます。そうするとほとんどの人が悲しみを抱えながら元気になっていくということ、全体を通して、私の活動はそれが中心となっています。以上です。

原会長

それでは、永井委員の方からおねがいします。

永井恵委員

仙台いのちの電話の永井恵です。取り組みは、今約 160 名のボランティア相談員が、自殺予防を目的として、主に電話相談、インターネット相談、自死遺族支援の活動を行っております。それから仙台市の相談会の業務も受託しております。

概要ですけれども、こちらに書いてある通りです。主に電話相談ですね、仙台いのちの電話、それから日本いのちの電話連盟、自殺予防いのちの電話、それから日本いのちの電話連盟のナビダイヤルで、相談を受けています。

それから日本いのちの電話連盟のインターネット相談もやっております。

自死遺族支援として、すみれの会を月に 2 回やっております。

それから無料法律相談と心の健康相談会、これを月 1 回、受託して行っております。

あと相談員体制を、今よりもっと充実させていきたいと思っておりますので、ボランティア相談員の養成講座を毎年 1 回やっております。

それから相談員の継続グループを、研修は欠かせないということで、毎月1回実施しております。

取り組みの状況のところ、令和4年の1月から12月までの電話相談の受診件数が、1万3382件になっていますが、1件少ないので修正したいと思います。1万3381件となっております。それからインターネット相談は約155件、返信いたしました。あとは、こちらに書いてある通りとなっております。

取り組みに対する評価と課題のところでは、コロナ禍にあっても、感染対策を講じながらボランティア相談員がやはり頑張って活動を継続して、電話相談に関しては、前年より196件、多く受けることができました。インターネット相談については38件も多く受けることができました。それから、令和5年度の取り組みとしては、第50期の相談養成講座を開講する予定になっておりまして、現在、受講生を募集しております。3月から5月まで、募集して、7月に開講して、また相談員をふやすように努力をしているところでございます。以上です。

原会長

はい。ありがとうございます。

それでは藤岡委員の方からお願いします。

藤岡奈美子委員

日本産業カウンセラー協会の藤岡でございます。

私どもの自死対策の取り組みといたしまして、四つの項目を挙げさせていただきました。25ページになります。

無料対面相談につきましては、今年度は毎週木曜日ということで、3時間の実施をいたしました。無料の対面相談は今年で3年目となり、木曜日の固定をしております。ようやく少しずつ認知度が上がってきたのかなというところで、先週までで、40名近い方々がお越しをいただいている状態です。相談員の方々にも、やはりスキルアップをしていただく必要があるということで、近年、若い方の命を絶たれることが多いということで、学生さんがどのように自死ということを考えているのかということで、地元の東北学院大学の先生をお招きいたしまして、若者の考える自死ということをご講義いただきました。

また相談員としては大変怖いという思いを抱いてしまうのが、自分が相談を受けている方が、もしもこのまま命をその場で絶ってしまったらどうしようということに対する法律問題ですとか、そういったところを、幸い会員の方で弁護士の先生がいらっしゃいましたので、ご講義をいただくということで、スキルアップなどをしております。先ほどハラスメントの話が出ましたけれども、②と③のところは、ちょうどハラスメント予防に関することになります。実は宮城県内の事業者様限定ということで、毎年無料の研修会、散歩センターさんとかぶらないように行っております。今年は3件の事業所様、募集しましたところ、すべてハラスメントに対しての予防研修ということになりました。

また昨年12月12日には、今日お越しいただいておりますが労働局様にもご講演をいただきまして、あと散歩センターさんと、宮城労働基準協会様のご講演ということをお願いをいただき、ハラスメント撲滅月間の12月に、ハラスメントの予防とメンタルヘルス対策ということで公開セミナー行っております。80社お申し込みをいただきましたので、や

はり事業主の方々にご理解をいただくというところでは、大きな成果があったのではないかなというふうに考えております。

この公開セミナーに関しましては、本年度は女性の就労関係の支援ということと、若者の労働者の支援、若年労働者の支援ということで、実はご登壇いただく先生も、今、内諾をいただいております。個人名を挙げることは控えたいのですが、厚労省の元上席の方にお越しをいただくということを予定しております。

その他の若年労働者のところは、大学の先生のご講義を予定してございます。本年度も規模を少し検討することは必要なのかなと思いつつも、自死対策というところを取り組んで参りますし、少し私ども面白い取り組みをしたかなというのは、カウンセリングってとてもこう嫌がられるんですね、言葉として。何か治療なんじゃないかということで、少し考え方を換えようということで、QOLを上げるという視点に変えて、「お花をもらいに」ということを合言葉にしてご予約をいただきましたところ、大変ご好評でした。ちょうどの花屋さんでもコロナの時期で、お花が売れないということがあったので、タイアップをしていただけたのですが、これからもこうした取り組みをして参りたいと考えております。以上です。

原会長

はい。ありがとうございます。

それでは藤澤委員の方からお願いいたします。

藤澤能子委員

宮城県行政書士会の藤澤能子と申します。26ページから28ページまで書かせていただいております。

まず、重点対象の1番、若年者向けということで、こちらは、令和元年度から始まりました、法教育の出前授業。ずっと小学生を相手にして参りましたがけれども、実は令和6年度、再来年度以降に中学生も対象として拡大してはどうかという話が出ておまして、そちらに向けての学習指導案の調整なども行っていく予定なんですけれども、小学校はタブレット配布もあって、ネットリテラシーの方の講義のリクエストが多く、その中でもやはりネット上の炎上ですとかいじめですとかそういったところにも触れながら、思いやりですとか、どういった形でネットに自分の意志を上げていくかということに関しまして、お話に織り込むようにしております。

ただ今度、中学校の方に対象が拡大するということになりますと、ネットの使い方も多少違ってくると思いますし、ネットリテラシーは18歳成人などに関する伝え方もまたちょっと変わってくると思うかと思しますので、そのあたり、1年かけて醸成していく予定ではおります。

次は勤労者対象ですけれども、勤労者重点対象の2と4、勤労者と被災者とちょっと近いものがございまして、主に事業主の方とお話することが多いんですけれども、今回事業の再構築の補助金なども、第9回の方が、そろそろ締め切りになるのですが、これで打ち切りかというところではなく、第10回の方も予算が通ったので、今後また募集が出せるところです。実際に事業者さんとお話しておりますと、以前は月に何百万っていう収入があったのがゼロという月がちらほら見られる方が多くなってまいります。それで従業員

の方も皆さん辞めていただいて、何とか細々と次にまた雇用できるような形に持っていきたいという方がたくさんいらっしゃいます。やめた方に対しての、申し訳なさというかそういったものも非常にお話している中で感じられるものがありまして、そういったところも、まずは自分が体力をつけて、経営の体力をつけて、元に社会を戻していこうという気持ちをすごく後押ししたいなというところで、支援を行っています。

ただ事業計画を立てて、補助金申請をするんですけども、やはり、事業計画のやり方、作り方によって、まず実現できない夢物語ではいけないので、行政書士としてそういった実現可能な事業計画で、着実にそこに向けて、復興復活に向けて進んでいけるような後押しをさせていただいております。

被災者の方も同様に物価の上昇ですとか、仕入れ額が多くなって、売り上げが減ってという形で悩んでいる方もたくさんいらっしゃるの、そういった、国の制度ですとかそういったものをきちんと利用していただく、きちんともらえるように、事業計画を練るお手伝いをするなどして、連携して、今自治体との包括連携協定も行っておりまして、そういった中で、共同して、多くの相談会を実施する等、そういったことで支援を行って参ります。

原会長

はい。ありがとうございます。

それでは森田委員の方からお願いいたします。

森田みさ委員

宮城県司法書士会の森田でございます。よろしくお願いいたします。

資料 29 ページから 32 ページまで、それぞれ書いてございますが、大体例年通りの事業として行っておりますが、若年者に対しては高校生を中心とした法律講座の実施ということで、予防的な部分になりますけれども、成年年齢の引き下げで高校生の中から成人が出るというところで先生方も大分興味がおありのようで、ご依頼が増えてきたところです。

それから、相談事業、いろいろ行っておりますが、今年も女性のための相談会も行いました。それから昨年12月には、日本司法書士会連合会主催ですが全国一斉の多重債務に関する36時間電話相談、line相談というのを実施しました。個人的にも多重債務のご相談が増えているような感じがいたします。仙台市の方でも大分多重債務関係の相談ということで、施策をたくさん出していただいているなというふうに拝見しましたけれども、一方で、税金の滞納に関してはやはり、仙台市の窓口の方々が厳しい取り立てをされたりとか、家計の中でも、ちょっと無理な、分割金の支払いを求められるなどの対応が散見されるところで、私たちもその債務整理のご相談を受けた際には、仙台市の方にかけて分割を止めていただいたりとか、差し押さえに関して相談するというようなことも出ておりますので、その辺も窓口が全然違うところにはなりますけれども、少し配慮のある対応をお願いしたいなというところも思いましたのでよろしくお願いいたします。以上です。

原会長

それでは、渡部委員の方からお願いします。

渡部裕一委員

宮城県精神保健福祉士協会の渡辺です。

資料の番号が 34、33 ページから 36 ページになります。例年と取り組みが大きく変わっているところ、そうじゃないところありますので特徴的なところだけご紹介したいと思います。33 ページの若年者の取り組みですけれども、②番の保健体育の授業への講師派遣ということと、3 番の子供と家族の相談窓口を E メールで行っていることについてご紹介したいと思います。

まず 2 番については仙台市内の高校から授業への協力依頼があったということで、会員何名かでそちらに対応しております。これについては、今後とも継続して行っていくものと見込んでいますので、ちょっとやり方等を工夫しながら行っていきたいと考えております。

3 番の子供と家族の相談窓口ということで、こちらは全国母体である精神保健福祉士協会の方で実施しているものに対して、支部会員が協力しているということで、非常に様々な対象から、内容も多岐に渡って寄せられているというふうに思っております。

続きまして 35 ページの方をご覧ください。こちらは自死殺未遂者等ハイリスク者への取り組みということで、こちらも日本保健福祉士協会の取り組みですけど、心の健康相談統一ダイヤルということで、全国で 6 ヶ所の拠点を設けて、夜間の電話相談で対応しているということです。こちらについては宮城県臨床心理士会と協力し合って相談窓口を開設してまして、非常に相談内容はこちらも様々な内容が寄せられているというふうに聞いております。主立ったところとしては以上です。

原会長

はい。ありがとうございます。

各団体からのご報告ありましたけども、菅原由美委員、佐藤博委員、野口委員の方から何かございますか。

菅原由美委員

仙台市、あとその関係団体の皆さん、この自死の方々のためのこの委員会に参加されている方々に、大変ご協力いただいていることを感謝申し上げます。ありがとうございます。

このような様々な取り組みを拡充したり、新規の取り組みをしたり、コロナ禍という影響がある中で、皆さん方に協力いただいていることで、ますますこの仙台市の自死に、少しでも効果が出るんじゃないことをお伝えするような内容でした。私の方は数字を見るぐらいしかできないんですけども、皆様の協力、またこれからもよろしく願いいたします。

原会長

ありがとうございます。佐藤博委員から何かございますか。

佐藤博委員

ちょっと 1 点だけお尋ねしたいんですが、4 ページの自立サポートカレッジ、就労移行支援という言葉が出たんですけども、私は障害者自立支援法を作った人間ですので、これは障害者を対象にした事業だということでしょうか。

小関美江委員 障害者を対象にした事業は 7 ページでご紹介しました就労移行支援スイッチセンダイになりまして、ユースサポートカレッジは制度に乗らない若者を対象にした事業になります。

原会長 はいありがとうございます。野口委員、お願いします。

野口職務代理者 私、東北大学におりますので、いろんなところに私どもの学生もおそらくお世話になっているというふうに思っております。大学内でも色んな学生さんの悩み等々ございまして、一部局内でも、学生の相談窓口も作っておりますし、ハラスメントの窓口も作っておりますし、機会があれば、というかそういう相談があれば、すぐに、私今研究課長という立場におりますので、すぐに対応するという形をとっているところでございます。

実際、本当にいろんな相談がございまして、それに毎日ではないですけども、毎月頭を、或いは心を痛めている状況にございます。仙台市としても、様々皆様の機関におかれましても、本当にたくさんの取り組みをされているかと、或いは事業を行われているかというふうに思うんですけども、一つ一つというか最も気になるのが、そういったことにどう繋がっていくのか、というところが、実はすごく気になっています。例えば大学であれば、私たちどもの学生ですので、何か例えば、授業に出てこないとかいろんなことがあればこちらから連絡を取ってとか、或いは、どうしても本人と連絡取れない場合には、保護者のところに連絡を取ってとか、いろんな形での繋がりを作っていくことができるわけですけども、そういったところがなくて、ベースがないところで繋がってこようと、つながろうとする気持ちをどう培っていったらいいのかというか、実際、以前高校生なんか、例えば自分の何か状態が悪いときに、精神科であったり心療内科であったり、そういったところに相談に行くというのは相当ハードルが高いと。それをどう下げていくかということが大きな課題であるということも、もう 7、8 年前ですかね。そんなことに対して、いろんな取り組みをしていこうということをやっていた記憶がございます。

先ほど花をもらいにというのがありましたけど、やっぱりいかにして繋がりをやすくするか、或いはどこに行けばいいのかというのがそもそもわかりにくい。そして、リーフレットとかパンフレットとかしているいろんなことを、取り組みをされていますけども、例えば今本当にネット時代ですので、何かやった時にすぐそれが分かっただけでつながれる、というような形になっていると一番いいのかなというふうに思っております。例えば、不登校に関しても、高校生の間はちゃんと学校があるのでそこで不登校ということが把握されているわけですけど、卒業しちゃうとそこで切れてしまうんですね。その子がその後どうなったっていったのかわかって、そこまでどうまくどこかと繋がっていないと、そのあとが把握できないなんていう状況が起こってしまうので、いかにこう、繋がりをやすくしていくか、繋がってきやすいとか繋がっていきやすいとか繋がっていきやすいという気持ちを育てていくということが、ベースとしては非常に大事になるのではないかなというふうに感じたところでした。すみません、長くなりました。

原会長 ありがとうございます。いろんなご意見が出てよかったなと思います。基本的にやっぱ

リアウトリーチとか、そういう考え方が仙台市の方のいろんな意見にも出ていますが、繋がり求めてくるという人はなかなか難しく、その繋がりを発信した時に、こちらからアプローチする方法を、やはりきちっと考えなければならないかなというふうに思います。その辺のところを、一体となった形で取り組むような、そういう取り組みは必要なというふうに今野口先生のお話も伺いましたけども、感じるどころです。田中委員からも、常に人と会って、フェイストゥフェイスで相談乗るといって、そういう意見も出ていますし、フェイストゥフェイスの関係に持ち込んでいくといつか、そういう繋がりをこちらからも、求めていくような、そういうような活動を念頭に置きながら、電話相談等、受けていくというのが大事なんじゃないかなというふうには思っているところです。

各団体いろんな取り組みされていますので、できればそういう情報をどこか一律に見られるようなサイトとかがあれば、いろんな講演会や、花をもらいに行く会でしたっけ、そういう会とか、そういうものがどこかで見られれば、それにアプローチできるような方法があれば、もう少しいい部分があるかなと。せっかくいろんな団体でいろんなことやって、今日こういうふうにしてお集まりして情報交換すればその団体ではわかるけど、せっかくな取り組みをもっとこう広げられるような方法を、またこの協議会でも考えられればいいかなというふうに思います。

それでは一応、この各機関からの取り組みについては、これで終わりたいと思います。それでは大体今日の協議に関しては、終わりになると思いますので、報告事項の方お願いいたします。

(3) 報告 ①第二期仙台市自殺対策計画について

障害者支援課 障害者支援課清水でございます。

長 私から、第二期仙台市自殺対策計画について、資料4に基づいてご説明をさせていただきます。

第二期仙台市自殺対策計画についてでございます。まず背景といたしまして、ご承知の通り平成28年自殺対策基本法が改正され、すべての市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられたところでございます。本市では平成31年3月に、令和元年から令和5年度を計画期間とする第1期の計画を策定して、取り組みを進めてきたところでございます。このたび令和5年度、次年度が第1期計画の最終年度に当たりますことから、これまでの取り組みを総括し、第二期の計画を策定する必要がございます。策定にあたりましては、本市の自死の傾向のほか、令和4年、令和4年10月に閣議決定されました、自殺総合対策大綱、こちらを踏まえることとしております。大綱の内容につきましては第1回の協議会でもご説明しておりますが、子供や若者の自殺対策のさらなる推進、また女性に対する支援の強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などが新たに取り組むべき政策として位置付けられているというところでございます。

2の、第二期計画の策定の手順、流れでございます。まず、庁内関係部局で構成する仙台市自殺総合対策庁内連絡会議におきまして、論点ごとに原案を作成いたします。その後本協議会の委員の皆様へ原案をご報告し、専門的な視点で、実践的な視点からのご意見、ご提案をいただくこととしてございます。委員の皆様からのご意見等を踏まえまして、本市において原案から必要な修正を行いまして、中間案として、委員の皆様にお示しさせて

いただき、その後、パブリックコメントを実施し、中間案へのご意見、ご提案をいただき、その内容を踏まえて、本市での最終案を作成し再度協議会にご報告をするという形になります。

この最終案に対して委員の皆様からご意見をいただきまして、必要な修正を行った上で、第二期の計画を最終的に策定するというような流れになってございます。

(2) 5 年度の開催のスケジュールでございます。ただいまご説明しました手順に沿った形で開催する流れとなりまして、第 1 回、第 2 回はそれぞれ 8 月と 9 月に行い、各論についてのご意見等いただきます。第 3 回は 11 月を予定しておりまして、中間案のご報告となります。第 4 回を令和 6 年 3 月予定しておりまして最終案をご報告する。いう形になります。

この第 3 回と第 4 回の間、令和 5 年 12 月にパブリックコメントを行うという形の流れを予定してございます。第二期の計画策定に向けた流れについてのご説明でございました。以上でございます。

原会長

はい。

ご説明ありがとうございます。

第二期計画の作成についてですね、4 回ほど協議会開かれることとなりますので、皆さんご協力お願いいたします。

それでは今日の予定した議事は全部終わりましたけども、事務局の方にお返ししたいと思います。

(4)

閉会

事務局

ありがとうございました。本日ご議論いただきました内容につきましては、議事録として事務局で案を作成いたします。その後、委員の皆様に加除修正のご協力をお願いしたいというふうに思います。修正作業を行ったのち、先ほど指名をされました議事録署名人の先生のご署名をもって、議事録として決定をさせていただくという流れとなります。それから、机上に配布しております追加質問表でございます。こちらを使っていただきまして、本日の議事進行等につきましてのご意見、ご質問ございましたら、お寄せいただきたいと思います。電子メールでも、委員の皆様宛にこの後、至急資料のほうお送りさせていただきますので、ご不明な点がございましたらお伝えください。締め切りに関しましては 3 月 24 日金曜日の 17 時までということにさせていただきたいと思っております。

年度内で一応ご質問に対しての処理を進めて参りたいというふうに思います。本日、議事の途中でもう私どもの事務局に入っていない教育などの関係各課の方に確認すべき事項も併せて確認をさせていただきたいというふうに思います。

それでは以上をもちまして、令和 4 年度第 2 回仙台市自殺対策連絡協議会の一切を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上

令和 5 年 6 月 26 日

署名委員

井口 直子